

*消すことのできるインクを使ったボールペンで記入しないでください。

『見本』 婚姻届

令和 年 月 日届出

兵庫県尼崎市長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号

送付 令和 年 月 日 第 号

兵庫県尼崎市長 印

書類調査

戸籍記載

記載調査

調査票

附票

住民票

通知

(1) 氏名 (よみかた) 氏名

夫になる人

妻になる人

あまがさき たろう

ちかまつ はなこ

氏 氏

氏 氏

尼崎 太郎

近松 はな子

生年月日

平成 5 年 1 0 月 8 日

平成 7 年 4 月 1 日

(2) 住所

尼崎市東七松町

左記と同じ

1丁目23番1-305号

世帯主の氏名

尼崎 太郎

世帯主の氏名

左記と同じ

(3) 本籍

兵庫県尼崎市東七松町

神戸市中央区下山手通

1丁目23番地

5丁目10番地

筆頭者の氏名

尼崎市太郎

筆頭者の氏名

近松 榮之助

父 兵庫 県二郎

父 近松 榮之助

母 兵庫 由美子

母 近松 由子

養父 尼崎 市太郎

養父

養母 尼崎 恵子

養子

養母

養女

(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍

□夫の氏

□妻の氏

兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番地

どちらかにチェック☑してください

(5) 同居を始めたとき

令和 元年 5月

結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください

(6) 初婚・再婚の別

☑初婚

再婚

☐死別

☐離別

年 月 日

☑初婚

再婚

☐死別

☐離別

年 月 日

(7) 同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事と

夫 妻

1. 農業だけまたは農業とその他の仕事をもっている世帯

夫 妻

2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯

夫 妻

3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）

夫 妻

4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約者の雇用者は5）

夫 妻

5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯

夫 妻

6. 仕事をしている者のいない世帯

(8) 夫 妻 の 職 業

夫の職業

妻の職業

連絡先(昼間連絡がとれるところ)

電話 () - 番

必ず連絡がとれる番号を書いてください

その他

届出人 夫 妻

署名 (※押印は任意)

尼崎 太郎

近松 はな子

事件簿番号

住定年月日

夫 . .

妻 . .

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が土・日曜日や祝日でも届けることができます。（この場合、時間外受付窓口で取り扱いますので前日までに戸籍担当で下調べをしておいてください。）

◎届出地
夫になる人もしくは妻になる人の本籍地または所在地のいずれかの役所。

証人

署名 (※押印は任意)

甲野 義郎

乙川 孝子

生年月日

昭和 4 2 年 5 月 5 日

昭和 4 3 年 6 月 6 日

住所

尼崎市東七松町

尼崎市武庫元町

1丁目1番地1号

2丁目3番地9号

本籍

大阪府中央区大手前

東京都千代田区平河町

1丁目1番地

1丁目4番地

◎婚姻届には証人が2人必要です。
届出人以外の成年の方で、この婚姻届についてご存知の方であれば、どなたでも証人になることができます。
「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

☐には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。ただし、内縁であったものは含まれません。

◎署名欄は必ずご本人が自署してください。

◎届出の際にご持参いただくもの
窓口に来られる方の本人確認書類
（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）

◎お問い合わせは

尼崎市役所 市民課戸籍担当
電話 06-6489-6410